

## 組織的な大学院教育改革推進プログラム 平成19年度採択プログラム 事業結果報告書

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 教育プログラムの名称 | : バックグラウンド多様化を活かす大学院教育          |
| 機関名        | : 北海道大学                         |
| 主たる研究科・専攻等 | : 法学研究科・法学政治学専攻〔博士前期課程〕〔博士後期課程〕 |
| 取組代表者名     | : 尾崎 一郎                         |
| キーワード      | : 多様化、国際交流、共同セミナー、コラボレーション、学生主体 |

### I. 研究科・専攻の概要・目的

本大学院は、法科大学院と公共政策大学院という専門職大学院の新設・分化に伴い、平成17年度に、研究者養成のための大学院教育の実質化を目指して教育内容の再編成を行った。その目的は、少人数教育による緊密な指導を軸に、法学・政治学の現代的展開に即応した《複眼的専門知》を修得させることである。ここでは、自己の専門分野のみならず、関連する他分野の知識も併せ持ち、研究方向を立体的に見通してゆく専門的知識の修得が求められる。

修士課程では、研究者・教員・マスコミ等の知的職業人や知的素養に富む企業人などを志望する学生、リカレント教育を希望する社会人、本国でのキャリア形成に資そうとする外国人留学生などを対象として、《複眼的専門知》を涵養して多角的な視座を修得させる教育を実施する。博士後期課程では、修士課程における《複眼的専門知》の修得をもとに、より広がりや深みのある法学・政治学の専門研究を完成し、社会の高度化・グローバル化に対応できる感受性の高い研究者を育成する教育を行う。ここでは、研究の展開に即して関連する専門知の立体的把握を深めて、多様で複雑な現代の法と政治の諸問題を多角的に捉え、統合的に思考する能力を持つ知的人材を育てる。

法科大学院・公共政策大学院という2つの専門職大学院との連携は、このような教育研究を強力にバックアップしている。また、平成13年度に設置された法学研究科附属高等法政教育研究センター等とも密接な教育上の連携を保ち、かつ、実務界との幅広い交流も行って教育研究の幅を広げている。

平成21年5月1日現在、学生数89名、教員数55名である。

### II. 教育プログラムの概要と特色

近年の研究者養成のための文系大学院入学者の顕著な特徴として、第1に、留学生や社会人の比率の著しい高まり、第2に、専門職大学院（法科大学院、公共政策大学院等）修了者における研究者志望者の一定数の存在があげられる。すなわち、博士前期課程・後期課程いずれについても、入学者のバックグラウンドの多様化が見出される。

このような状況を踏まえつつ、本研究科は、第1に、大学院教育の実質化を目指しつつ、《複眼的専門知》を備えた視野の広い研究者養成を基本理念とする抜本的教育内容再編成を実施した（平成17年度）。この改革によって、複式履修制度、外国語・クラシックス科目、研究会聴講科目、博士論文事前審査制度導入など、**研究能力養成と学位論文執筆**を見据えた体系的教育プログラムを導入し、確実な成果を上げている。第2に「魅力ある大学院イニシアティブ」（平成17～18年度）においては、研究能力と車の両輪をなす「**研究マ**

マネジメント力」の養成を学生主導型で追求し、大きな成果を挙げた。本プログラムは、その上で第3の方策として、学生の多様なバックグラウンドを創造的に活用することを目指した**多方向型教育プログラム**を開発し、本研究科における一連の大学院改革のさらなる推進を期するものである。この改革によって、学生のバックグラウンドの多様化の持つ積極的側面が活用されるとともに、その一層の促進が期待される。

本プログラムにおいては、上記の目的を実現するために、高度な教育研究環境の開発を責務として本研究科に平成12年に付設された「**附属高等法政教育研究センター**」（以下「**高等研センター**」という。）をベースとして、高等研センター教員、本プログラムのために採用された特任助教、客員研究員の責任実施体制のもとに、現在の教育プログラムを補完するものとして、以下の**多方向型プログラム科目**を展開する。

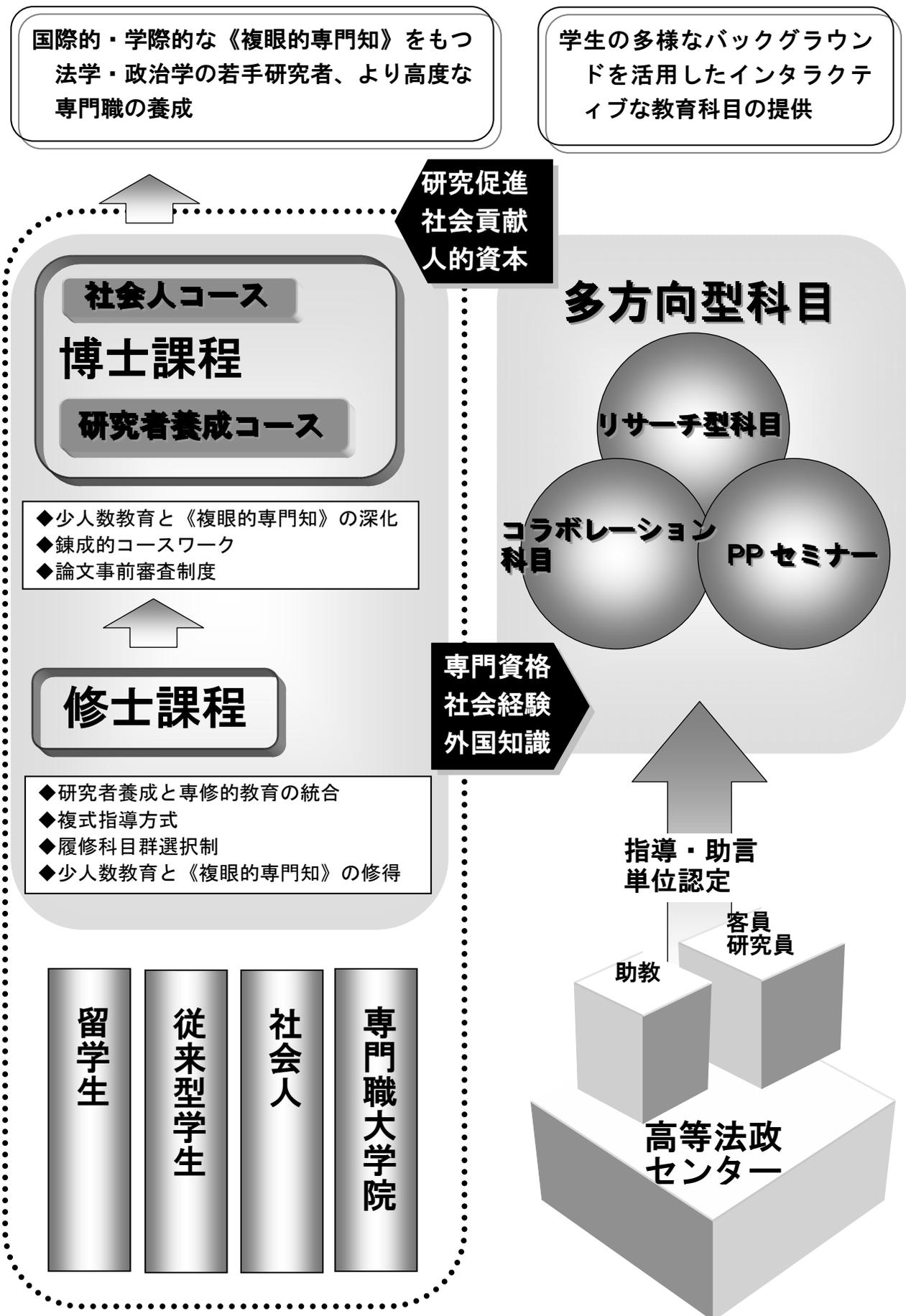
**①「リサーチ型科目」** 学生のバックグラウンドを活かした多様な研究を促進する科目。

- (a) **能動型エクスターンシップ科目** 社会人型学生や専門資格を有する学生が、そのバックグラウンドを活かした研究を推進するために、研究と一体の実務経験を一定期間積む科目。
- (b) **フィードバック・セミナー** 主として留学生を想定する。学生が進行中の研究を自国の実務家や関連研究者に披瀝して研究交流を行い、多面的な人脈を構築する科目。
- (c) **セルフ・エデュケーション科目** 学生主導で内外の研究者を招聘して研究会やワークショップ等を開催し、それを通じて研究能力、研究マネジメント力の養成を図る科目。その準備のための勉強会、読書会、講評会等もこの科目に位置づける。

**②「コラボレーション科目」** 多様なバックグラウンドを持つ学生がその特長を活かし、知的背景や研究技法に関して他の学生に対してインストラクションを行う科目。具体的には、社会人学生や有専門職資格学生が他の学生に実務知識を提供する、従来型学生が社会人学生等に史料分析の方法を教える、留学生に日本人学生が論文作成の作法を指導する、留学生が日本人学生に外国学会での報告の仕方を指導する、などが考えられる。

**③「PP (Prominent Persons) セミナー」** 各界の代表的人物（各国議員、大使、弁護士会会長、最高裁判事、経団連会長など）を内外からオムニバスで招聘する。多様なバックグラウンドを持った学生に、それぞれの問題意識に応じた《複眼的専門知》を提供するとともに、社会関係資本の蓄積を目指す科目である。

履修プロセスの概念図（履修指導及び研究指導のプロセスについて全体像と特徴がわかるように図示してください。）



### Ⅲ. 教育プログラムの実施結果

#### 1. 教育プログラムの実施による大学院教育の改善・充実について

(1) 教育プログラムの実施計画が着実に実施され、大学院教育の改善・充実に貢献したか

以下の事業を遂行した。

#### ●フィードバック・セミナー

～北京・上海セミナー（2008年3月25日～31日）

華東理工大学（上海）、北京大学、中国政法大学（北京）訪問

（院生 28 名、教職員 5 名）



写真 1

北京・上海セミナー



写真 2

北京・上海セミナー

～札幌セミナー（2008年3月11日）

雇用終了法理に関する共同セミナー

～米国遠征（2008年9月24日～10月1日）

ウィスコンシン大学、ハワイ大学（助教2名、博士課程院生2名）



写真3  
米国遠征

～北海道大学・国立台湾大学共同セミナー（2008年10月25日、26日）

（院生9名、教員6名来訪）



写真4  
北海道大学・  
国立台湾大学  
共同セミナー

～台湾訪問セミナー（2009年3月13日～19日）

国立台湾大学、国立政治大学、国立中正大学訪問

（院生18名、教職員5名）

## 「プログラム例（台湾大学セミナー）」

国立台湾大学・北海道大学法学研究科共同セミナープログラム

日時：2009年3月14日

場所：国立台湾大学社科学院

行政ビル2階第一会議室

|                                     | 日程  | 報告内容   |
|-------------------------------------|---|--|
| 開会式                                 | 9:00-9:20   | 台湾大学・北海道大学   |
| 第1<br>セッション<br>9:20-12:00<br>民商法    | 9:20-9:40<br>9:40-10:00<br>10:00-10:20<br>10:20-10:40<br>10:40-11:40<br>11:40-11:50<br>11:50-12:00    | 唐采蘋 『債権侵害をめぐる損害賠償請求について』<br>池田雄二 『立法化による非典型担保の利用の変遷とその原因』<br>黄瀨儀<br>『医療における説明義務—契約責任と不法行為責任を区別する実益について』<br>班天可<br>『租税法上の資産の帰属——譲渡担保に対する譲渡所得課税を中心に——』<br>総合討論（学生による質問・報告者の回答・討論）<br>台湾大教授のコメント<br>北大教授のコメント |
| 昼休み                                 | 12:00-13:00   | 昼食   |
| 第2<br>セッション<br>13:00-15:40<br>基礎法など | 13:00-13:20<br>13:20-13:40<br>13:40-14:00<br>14:00-14:20<br>14:20-15:20<br>15:20-15:30<br>15:30-15:40 | ボイル・エドワード<br>『地図作成に見る近代国家形成の再検討：徳川時代の領土化政策』<br>呂彦増 『台湾の領海基線について国際法の考え方』<br>田村有輝<br>『日本人の「権利」意識について ～川島武宜『日本人の法意識』を参考に～』<br>林執中 『動機・行動理由と法の規範性』<br>総合討論（学生による質問・報告者の回答・討論）<br>台湾大教授のコメント<br>北大教授のコメント       |
| 休憩                                  | 15:40-16:00   | ティータイム   |
| 第3<br>セッション<br>16:00-17:20<br>刑事法   | 16:00-16:20<br>16:20-16:40<br>16:40-17:10<br>17:10-17:20  | 吳宜展（報告）、吳英志、陳佳君、關正閩、黃慧敏5人による共同執筆<br>『公平交易法35条1項と行政罰法26条における競合規定との衝突について<br>—土砂価格カルテルに関する台湾刑事判決の変遷から』<br>松原和彦 『競争秩序における刑法の意義』<br>総合討論（学生による質問・報告者の回答・討論）<br>台湾大教授のコメント                                      |
| 閉会式                                 | 17:20-17:30   | 台湾大・北大   |
| 懇親会                                 | 17:30-20:30   |  |



写真 5  
国立台湾大学・  
北海道大学  
法学研究科  
共同セミナー

～中国遠征（2009年7月1日～6日）

長春理工大学、吉林大学（助教1名、博士課程院生3名）

～韓国慶北大学校・北海道大学共同セミナー（2010年1月27日）

（学生6名、教員1名来訪）

～上海・南京訪問セミナー（2010年3月10日～17日）

復旦大学（上海）、南京師範大学、南京大学訪問

（院生22名、教職員8名）



写真 6  
上海・南京  
訪問セミナー

●コラボレーション科目

～助教による博論執筆講座（2008年3月5日）



写真7  
助教による  
博論執筆講座

～医療・介護の法と政治を考える（2009年12月17日）

～日本人の権利観・刑罰意識を考える（2010年1月15日）

●P Pセミナー（[注]報告者の肩書は、報告当時のものである。）

～寺田逸郎氏（東京高裁判事、前法務省民事局民事局長）（2008年2月22日）

～四宮啓氏（弁護士、早稲田大学大学院法務研究科客員教授）  
（2008年3月1日）

～藤田宙靖氏（最高裁判事）（2008年3月6日）



写真8  
P Pセミナー  
藤田宙靖氏  
（最高裁判事）

～村上淳一氏（桐蔭横浜大学教授、東京大学名誉教授、日本学士院会員）  
（2008年3月26日）

～中嶋一成氏（共同通信政治部記者）（2008年10月17日）

～金栄作氏（国民大学国際学部名誉教授、国民大学前日本学研究所所長）（2008年10月24日）

- 日)  
 ～鶴岡公二氏（外務省国際法局長）（2008年11月7日）  
 ～奥田昌道氏（京都大学名誉教授、学士院会員、元最高裁判事）  
 （2009年3月27日）  
 ～樋口陽一氏（日本学士院会員、東京大学名誉教授）（2009年12月12日）各講演会

## 2. 教育プログラムの成果について

### (1) 教育プログラムの実施により成果が得られたか

① 可能な限りの資源を投入し、大きな成果を挙げたのは、実施順に、華東理工大学、北京大学、中国政法大学、国立台湾大学、国立政治大学、国立中正大学、復旦大学、南京師範大学、南京大学を約30名の学生とともに訪問して各大学につきまる一日かけて行った共同セミナーと、台湾大および慶北大学校からの来訪を迎えて行った共同セミナーである。いずれも、日中、日台、日韓双方の大学の大学院生が自らの研究について発表を行い、主体的に討議するスタイルをとった。報告者には事前にペーパーを提出させ、両国語版を作成して配布することで、実質的な議論を可能にした。これにより、日本と外国大学のそれぞれからのべ約80本ずつの論文が提出されることになった。すべてのペーパーが、各報告者の修論、博論の土台となるオリジナルな研究によるものである。北大の院生は日本人、留学生双方とも、中国、台湾、韓国を代表する名門大学の院生と堂々と渡り合うことで、大いに自信をつけ、また学術的国際交流のプラクティスを体感することになった。この共同セミナーは、「バックグラウンド多様化」の主因である留学生の増加を逆用することで実行可能になったものであり、留学生達は、やはり元留学生の特任助教ともども、自身のペーパーの提出のみならず、各ペーパーの双方向の翻訳やセミナー当日の通訳など大車輪で活躍することになった。また、教授が指導し学生は従順に説を拝聴するだけという、日中韓共通の大学文化の渦中で、北大の元来の特長を活かして学生主体の発議と討議の方法を持ち込んだ結果、中国、台湾、韓国の教授陣から驚きともにその教育効果について高い共感を得ることになった。中国、台湾ではまだ稀な北大の中高年「社会人学生」がいずれの共同セミナーでも活躍し印象を残したことも、「バックグラウンド多様化」の活用として特筆しておきたい。いずれにしても、セミナーに参加したすべての学生が、セミナーから受けた刺激を語り、再参加の希望を述べ合った。

結論として、バックグラウンドの多様化を真に活かす方向として、留学生を架け橋として、外国大学との共同セミナーを行うということの可能性の高さを確認できたと言える。本研究科が投じた一石は、中国、台湾の大学にも大きな影響を残し、台湾大学は2008年10月に次いで2010年7月に、南京大学は2011年5月に、学生を引率して札幌に来訪し共同セミナーを開催する希望を伝えてきている。また、政治大学から合宿形式の共同セミナーの開催のオファーが来ているほか、華東理工大学からはヨリ踏み込んだ共同教育プログラムの提案が2009年になされている（いずれも対応検討中）。さらには、復旦大学からは2010年3月のセミナーで報告されたペーパーについて書籍として出版したい旨の連絡があり、2010年4月現在報告者による加筆修正が進められている。共同セミナーの噂をききつけた上海交通大学の教授からも内々の打診があり2010年3月に接触したことも付言しておきたい。

② また予算の制約もあり、名目的な回数は少なかったが、教育上大きな効果を残したのが、コラボレーション科目、とりわけ初年度に実施し、その後非公式に同様なミーティングが繰り返されることになった、博論執

筆講座「博論への途」である。これは、大学院生のバックグラウンドが多様化した結果、留学生、日本人学生、専門職大学院学生、社会人学生がそれぞれにかたまって横のつながりが分断してしまっている現状を打破するべく、博論執筆という明快な目標を旗印に、執筆直後の助教たちを囲んで、ざっくばらんに議論をするという仕掛けである。留学生で博論を完成した助教もいたこともあって、学生たちは普段指導教授との個別の接触では解決できない不安や苦勞について、お互いに助け合う手段と知恵を共有することになった。また、研究大学院生のキャリアパスについて具体的なイメージを培うことができた。これを機会にして折に触れ同種の談論の機会が院生たちによって自発的にもたれることになったようである。

このような学生のコラボレーション関係は、狭義の「コラボレーション科目」の成果もあるが、①で述べた外国訪問共同セミナーの副産物としても、大いに発展することになった。訪問先の土地で、同じバス、宿で移動し、セミナー準備のために助け合った結果、これまでほとんど対話のなかった、各種学生間に、友情関係にも似た親交が生まれ、セミナー終了後も論文チューターとして、あるいは共同研究者、ときにはライバルとして切磋琢磨し合う姿が頻繁に見られるようになった。とりわけ、日本、留学生を問わず、セミナーでも中心になって活躍した、研究内容も語学も人格も優れた一部の学生は、一種の学生関係のハブとして、大いに存在感を増すことになった（そのうちの一人、上海出身の徐君は、2010年3月に博士論文を書き上げ、4月から助教に採用されて、学生たちの1つの模範を示した）。予算上の制約もあり、本教育プログラムが形式的になしえた「お膳立て」は小さいものだったかもしれないが、共同セミナーやコラボレーション科目を足がかりに、学生たちが自らの力で潜在能力を開花させていったことは、嬉しい誤算であった。笛吹けども踊らぬことの多い類似プログラムに比して、本プログラムは笛吹かずとも大いに踊ってくれたと、誇ることができる。

### 3. 今後の教育プログラムの改善・充実のための方策と具体的な計画

#### (1) 実施状況・成果を踏まえた今後の課題が把握され、改善・充実のための方策や支援期間終了後の具体的な計画が示されているか

① 今回の事業遂行で最も大きな課題となったのは2年目、3年目の予算の不足であった。初年度の上海北京ツアー（華東理工大学、北京大学、中国政法大学）が大成功に終わった結果、2年目以降のセミナーに参加を希望する学生が殺到した。他方、30人ほどの学生、教員を引率しての、セミナーの実行のためには、1年前から、日程の調整、会場の手配、先方大学の教授陣、学生との連絡、報告原稿のセレクションと分担翻訳、印刷、製本、ビザ・渡航チケット・宿泊の手配など、大量で煩瑣な事務手続きが必要であるが、それを特任助教と事務補佐員1名ずつによってぎりぎり手伝ってもらうことになった。しかし、参加学生の数を確保するために、日中両国語に堪能で中国側との連絡や翻訳・通訳手配、現地の諸雑務などを一手に引き受けてくれた当該特任助教の人件費を本プログラムで確保し通すことが出来なかった。結果的には2年目には途中から、法学研究科のGCOEプログラムのサポートを得てしのぎ、3年目には事務補佐員として働いてもらうことになった。事務補助員も大量の業務に比して給料が伴わず、誠に申し訳ない次第であった。訪問セミナー自体も、北海道大学内部の「協定校交流促進プログラム」など、内部的な資金をマッチングファンドとして組み合わせるとなると必要資金を調達した。

特任助教の人件費もさることながら、元々30名近い院生を引率しての外国訪問ツアーには、報告要旨集の準備、ツアー代金その他巨額の資金が必要であり、ましてや参加希望の学生をできるだけ連れて行くには一層の額が必要である。本プログラムは、大学院の実験的な教育に対する支援としては非常に潤沢な資金を提供し

てくれたが、それでも学生の意欲を十分に満たすには十分とは言えなかった。今回実験的に行ったセミナーその他のプログラムを今後恒常的なカリキュラムとして、本研究科に定着させるためには、第1に、専門的に関連業務を行う助教以上待遇のポストの確保、第2に、多数の学生の外国訪問などを可能にする予算の確保が、課題と言える。

② いずれにしても、本プログラムが東アジアの各大学に蒔いた種は今や発芽し成長しようとしている。2でも述べたように、国立台湾大学、国立政治大学、華東理工大学、南京大学は具体的な形で、上海交通大学からは抽象的な形で、共同セミナーの継続を提案してきている。復旦大学が2010年5月にセミナーのペーパーを出版することで、北大法学研究科との共同セミナーの評判は中国語圏で一層膾炙することになるであろう。さらには、ベルギーのルーヴェン・カトリック大学が関心を示している。このような状態をふまえて、現在は北海道大学の内部的ファンドである「海外教育交流支援事業」などを活用して、共同セミナー交流の事業を継続しようと企てている。ただし、同ファンドは、予算規模からして引率できる学生が10名程度に絞られる上に、セミナーの準備を担ってくれる事務補助員、ましてや特任助教の person 費を全く調達することができないので、現実的にはかなりの困難が予想されるというのが偽らざる実感である。また、競争的資金の宿命であるが、安定的な資金調達を見込めないのが、実質的には1年あまり前から準備に入る必要がある国際共同セミナーについては、外国大学側に対して参加学生数その他について確実な約束をできないまま準備を始めるという不安定さが伴うことも指摘しておきたい。

#### 4. 社会への情報提供

(1) 教育プログラムの内容、経過、成果等が大学のホームページ・刊行物・カンファレンスなどを通じて多様な方法により積極的に公表されたか

① 本プログラムに関しては、第1にホームページ (<http://hlk.petit.cc>) で、随時情報を発信した。同ページは、北海道大学法学研究科のホームページから簡単に行けるようにリンクが貼られている。ただし、アクセス・ログを見る限り、同じように大学院改革支援プログラムに応募している（か、採用されている）大学関係者と北海道大学内部者のアクセスがもっぱらであり、かつ少ない。「社会」の関心が高いとはとうてい言えないように思われる。

② 毎年度行った共同セミナーについては、院生と助教が手分けして翻訳することで、日中両国版の報告ペーパー集を準備し、参加者と関連教員に配布した。予算的に、必要部数を刷るのが精一杯で、他大学に配布する余裕は全くなかった。「組織的な大学院教育改革推進プログラム」に採択された他大学から、色刷り上質紙の宣伝パンフレットが此方にしばしば送られてきたが、そのような金銭的余裕があるのが不思議であった。私たちのペーパー集は用紙と製本のランクを落としモノクロ印刷でかろうじて部数を確保する有様であった。

③ PP セミナーや北大で開かれた共同セミナーは、大学院生、教員の関心を呼び多数の聴衆を得た。しかし、一般社会人にはやはり遠い場所だったかも知れない。

5. 大学院教育へ果たした役割及び波及効果と大学による自主的・恒常的な展開

(1) 当該大学や今後の我が国の大学院教育へ果たした役割及び期待された波及効果が得られたか

今回本プログラムが実施した北海道大学が精力的に進めようとしている国際教育交流に関し、単に教員と少数の学生が表敬訪問して儀礼的な交流をするのでも、交換留学・単位互換のような形での長期的コミットメントでもない、中間的で実効的な交流の形を具体的に示せたのではないかと思われる。そして、その効果は大きいことが実証できたと考えている。問題は、既存の国際教育交流の枠組みに乗りにくいために、人的、金銭的資源の確保が難しいということである。

(2) 当該教育プログラムの支援期間終了後の、大学による自主的・恒常的な展開のための措置が示されているか

今のところ具体的な措置はない。今回のプログラムに携わった教員で今後の方策を検討中である。

## 組織的な大学院教育改革推進プログラム委員会における評価

|  |
|--|
| <b>【総合評価】</b>  |
| <input type="checkbox"/> 目的は十分に達成された<br><input type="checkbox"/> 目的はほぼ達成された<br><input checked="" type="checkbox"/> 目的はある程度達成された<br><input type="checkbox"/> 目的はあまり達成されていない   |
| <p>〔実施（達成）状況に関するコメント〕</p> <p>本プログラムにおいては、諸外国の学生との共同セミナー（フィードバック・セミナー）が充実しており、教育成果を上げたことが窺える。経費についても、多くは学生の海外研究交流に効果的に使用されている。</p> <p>ただし、多方向型教育プログラム科目の開発による大学院教育の計画は、セミナー科目についてはある程度実施されたが、その他については必ずしも十分とは言えない。</p> <p>また、国際教育交流の面ではある程度波及効果が見込めるが、大学による自主的恒常的な展開措置は検討中とされていて一層の明確化が必要であるとともに、留意事項への対応についても更なる検討が望まれる。</p> <p>今後の発展については、予算面など、支援期間終了後の取組について充実が望まれるとともに、社会への情報提供は、大学ホームページでの紹介はあるが、その他の試みは更なる充実が望まれる。</p> |
| <p>（優れた点）</p> <p>海外の大学やその学生との研究交流の場をもつという試みは、大学院教育において有効であることが明らかになった。</p> <p>（改善を要する点）</p> <p>いかなる学問的基礎を持った人材を養成するのかを再度確認し、そのためのきめ細かい指導体制やアドバイスの在り方を構築していくことが望まれる。</p> <p>また、今後の資金確保が難しく、事業継続が明らかでないため、少ない経費で効率的に教育成果を上げる方途を探求することが望まれる。</p>  |